

○財務省告示第六十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年二月四日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四
十一回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ 入札発競争

ハ 札発競争

ロ 非競争

ハ 国債市場

ハ 特別参加

ハ 非競争

価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び
格競争入札と同時に行われる
札であつて、財務大臣が各国債
市場特別参加者ごとに発行（以
下「国債市場特別参加者・第 I
非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額を順次割り
も申込みのそのうち応募額を順次
当てる。○
各申込みの応募額を案分により
割り当てて。○
各債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。○

六

イ 入札発競争

額面金額で二兆千九百八十五億
円、うち「財政法第四十一条の規
定に基づき発行した利付国債に
ついで、は、千五百円、千五百
十億、千五百円、千五百円、千
営に必要なる財源の特例に
め、公債の発行の例に
法第二十一条の規定に基づく

八

最低額面金

五万円

行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

円二円十
千四億一
十二千四
億三百六
千七百七
十三万七
百

七

払込金額

行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

でた条特
千利第一
九付国会
百国債の
九に規定
十九いて
億、額面
円金額し

ハ

札非
発競
行争
入

でた条特
十五利第
億付国会
万債の規
円に定す
いて、額
、金額し

ロ

億七千五
ついては
定に基き
円、同法
千、四、
に、つ、
規、定、
関、する
億、三、
は、額、
き、行、
し、た、
利、付、
国、債、
に、つ、
い、て

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 行 日

ロ イ 一 入 札 競 争 行 格 格 日

十 十 三 二 発 行 入 札 競 争 行 格 格 日

十 四 初 期 利 子

年 ○ ・ 三 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に 規
定 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規
定 する 期 日 に 払 込 む も の と す
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{46}{365}$$

平 成 二 十 八 年 六 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う 。
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
規 定 する 期 日 に つ い て 同 じ 。

規 定 する 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日
第二期以後の利子	毎半年六月二十日及び十二月二十日	を、支払期とし、各支払期にお	いて、その日以前六月間に属す	る利子を支払う。	平成三十七年十二月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行
					財務大臣から通知を受けた者		平成二十八年二月四日